

[事案 2023-288] 契約内容変更請求

・令和6年6月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年5月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、保険期間5年の養老保険に変更してほしい。

- (1) 契約時、募集人に養老保険を希望する旨を伝えたが、終身保険にすり替えられていた。
- (2) 契約時、50代半ばで、他の保険を契約していたので、終身保険を契約する必要性は全くなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書に受領印があることから、募集人は、設計書、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款を使用して契約の内容等を説明し、これらの資料を申立人に交付している。
- (2) 申込当時、養老保険の保険期間は最低でも10年であり、5年の養老保険は取り扱っていなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。